

## 「第2次三重県手話施策推進計画」にかかる取組の検証及び手話を取り巻く環境の変化

### 1 「第2次三重県手話施策推進計画」にかかる取組の検証

#### 総括

「第2次三重県手話施策推進計画」に基づき、手話通訳を行う人材の育成や手話の普及等に取り組みました。「登録手話通訳者数（県）」は、計画策定時の106人から令和4年度実績で116人に増加し、「聾学校における保護者向け講習会の参加者数（累計）」は、計画策定時の1,292人から令和4年度実績で2,314人になるなど、一定の成果が見られます。

しかし、各施策においては課題も多く、手話に関する施策を引き続き推進していく必要があります。

#### 施策1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】

##### (1) 県政情報の手話による発信等

知事定例記者会見等において手話通訳を実施するとともに、テレビ放送による県広報番組や同番組の動画配信（YouTube等）において、手話を挿入して放送・配信しました。

そのほか、県のイベント・会議等における手話通訳による情報保障の確保など、手話による情報の発信等に努めました。

ろう者が県政に関する情報を円滑に取得し、県に対してその意思を表示することができるよう、引き続き手話による情報の発信等に努める必要があります。

##### (2) 手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等

三重県聴覚障害者支援センターを拠点として、手話通訳者等を派遣するとともに、ろう者からの相談に対応しました。

遠隔手話相談や遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービスなど、ICT等を活用した意思疎通支援について、市町や関係団体との連携のもと説明会を開催するなど、広く県民に周知を行いました。また、遠隔手話相談および遠隔手話通訳サービスについて、利用状況の検証を行った結果、感染症拡大防止や災害時に利用範囲が限定されていることが、利用が低調である原因の一つであることがわかりました。

ろう者が日常生活において、手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図ることができるよう、引き続き三重県聴覚障害者支援センターを拠点として手話通訳者等の派遣やろう者からの相談に応じるとともに、ICT等を活用した意思疎通支援の周知と利用の促進により、情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。

### (3) 災害時等における手話による情報取得等のための措置

聴覚障がい者災害支援サポーター登録を推進した結果、令和4年度までの2年間で登録者が6人増加しました。(令和4年度末登録者134人)

他方、数値目標の一つである「災害時における聴覚障がい者支援に関する協定を締結した市町の数」は、令和4年度実績が11市町であり、計画策定時と変わっていませんが、災害発生時に避難所等で障がい者等の要配慮者に対し福祉的支援を行う「三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWA T)」に聴覚障がい者団体が加入するなど、災害時における聴覚障がい者への支援体制に動きが見られます。

聴覚障がい者は災害時に情報の取得や意思疎通の困難さが原因で被害を受けやすいことから、協定等にもとづく連携のあり方について検討を行うとともに、災害時や緊急時における情報保障を推進する必要があります。

## 施策2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】

### (1) 手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充

手話通訳者の育成について、手話通訳者養成講座を開催するとともに、手話通訳者全国統一試験の対策学習会を実施し、令和4年度までの2年間で手話通訳者全国統一試験に10人が合格しました。取組の結果、数値目標の一つである「登録手話通訳者数(県)」は、令和4年度時点で116人と、計画策定時の106人から増えている一方、手話通訳者の高齢化が進んでいます。近い将来の担い手不足の解消のため、若年層を中心に幅広い年代でより多くの手話通訳者を養成し登録を推進する必要があります。

また、「手話通訳者の派遣件数(県)」の数値目標は、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画策定時の756件に対し、令和4年度実績で650件と減少しています。

引き続き、手話通訳者等及びその指導者の育成等、ろう者が意思疎通支援を適切に受けることができる体制の整備・拡充に取り組む必要があります。

## 施策3：手話の普及等【条例第10条】

### (1) 県民が手話を学習する機会の確保等

県民が一人でも多く手話に触れ、手話を学べるよう、県ホームページ等に簡単な手話単語の動画を掲載するとともに、三重県聴覚障害者支援センターの公式LINEを開設し、情報発信の強化を図りました。

また、様々なイベント等を活用して、条例についての理解促進や手話の普及啓発を図りました。

聞こえる人が手話に関心を持ち、ろう者と簡単なコミュニケーションができるよ

う、県民向け手話講座を開催した結果、令和4年度までの2年間で延べ580人が受講しました。

条例の理解促進及び手話の普及に向け、県民に手話に興味を持ってもらえるよう、手話講座の開催やホームページによる情報提供の拡充に取り組む必要があります。

## **(2) 県職員及び市町職員に対する手話研修等の実施**

県職員及び市町職員を対象とした手話研修を開催し、令和4年度までの2年間で延べ89人が受講しました。また、教職員については、オンデマンド型研修を実施し、2年間で延べ88人が受講しました。

職員が条例の基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、引き続き職員を対象とした手話研修を開催する必要があります。また、教職員に対し、聴覚障がい者に対する理解を深めるため、引き続きインターネットを活用した研修講座等を開催し、周知を図る必要があります。

## **(3) 幼児、児童、生徒及び学生に対する手話学習の取組促進**

小中学校について、手話教室等による体験学習など、児童生徒の発達段階に応じた学習が行われるよう、情報提供を行いました。

高等学校では、県立高等学校9校で、学校設定科目として、手話に関する授業を実施しました。

聾学校において、幼稚園・小中学校・高等学校との交流及び共同学習を令和4年度までの2年間で50回実施しました。

取組の結果、数値目標の一つである「手話に触れたことのある子どもの割合」は、計画策定時の72.9%から令和5年度実績で76.9%と増加しています。手話に関する学習が共生社会についての理解を深めることをふまえ、小中学校における総合的な学習の時間等を活用した手話による合唱・演劇や、高等学校における学校設定科目等による手話に関する授業など、児童生徒が手話に接し、手話を学習する機会をつくり、手話についての理解啓発を図る必要があります。

## **施策4：ろう児等の手話の学習等【条例第11条】**

### **(1) ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上**

聾学校に在籍する聴覚障がいのある幼児、児童、及び生徒（以下「ろう児」という。）が、手話により様々な学びや体験ができるよう、学校生活全般を通して、手話の学習に取り組みました。

新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業等における対応として、オンラインによる授業等を実施する際には、手話等の情報保障に取り組みました。

聾学校における教職員を対象に、学校教育や日常会話に用いる手話を中心とした内容の手話研修会を2年間で計21回実施し、教職員の手話に関する知識や技術の

向上を図りました。

今後も聾学校に在籍するろう児が、幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備するとともに、聾学校において、オンラインによる授業等を実施する際には、手話等の情報保障に取り組む必要があります。

また、聾学校における教職員を対象とした研修を実施し、手話に関する知識や技術の向上を図る必要があります。

## **(2) ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等**

聾学校に在籍するろう児の保護者を対象とした手話講習会を実施した結果、令和4年度末までに延べ2,314人が参加しました。より参加しやすい形式として、初級・中級と内容を分けて実施することで、保護者の手話に関する学習の機会を確保しました。

今後も聾学校に在籍するろう児の保護者を対象とした手話講習会を実施する必要があります。

## **(3) 聴覚障がいのある乳幼児、保護者への手話学習の機会の確保**

子ども心身発達医療センター難聴児支援部門において、聴覚障がいのある乳児(0歳児)の保護者を対象に、0歳児療育(つくしんぼ)集団支援や保護者講座を通して、手話に触れる機会を確保しました。

今後も、聴覚障がいのある乳児とその保護者への支援の一環として、手話学習会の開催など、引き続き手話に触れる機会の確保に努める必要があります。

## **施策5：事業者への支援【条例第12条】**

### **(1) 事業者のろう者へのサービス提供時やろう者雇用時における手話の使用に関する合理的配慮への支援**

県内各ハローワークと県が共催する障がい者就職面接会や、県主催の「ステップアップ大学」において、手話通訳者を派遣しました。

バリアフリー観光を推進するため、県内の観光施設、宿泊施設を対象にバリアフリー観光に係る実態調査やアドバイスを行いました。

引き続き、ハローワークと県が共催する障がい者就職面接会に手話通訳者を派遣するとともに、ステップアップ大学などのセミナーにおいて、参加者からの依頼にもとづき手話通訳者の派遣を行います。

また、県内の観光施設、宿泊施設に対し、手話通訳に係る情報の提供や聴覚障がいのある方々への対応等を含めたバリアフリー観光について取組を進める必要があります。

## 施策6：手話に関する調査研究の推進【条例第13条】

### (1) ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等

一般社団法人全国手話通訳問題研究会が行う手話通訳者の雇用環境に関する実態調査など、ろう者や手話通訳者等の関係団体等が行う調査研究に協力しました。

引き続き、ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力する必要があります。

## 2 手話を取り巻く環境の変化

近年の手話を取り巻く環境の変化と課題は次のとおりです。

- ・令和2年からの新型コロナウイルス感染症の流行により、遠隔手話通訳サービスの導入をはじめ、ICTを活用した意思疎通支援の機会が増えました。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行された現在においても、ICTはろう者にとって、日常生活や災害時等における重要なコミュニケーションツールです。また、一部の企業において、AIによる手話認識技術の研究・開発が進められており、今後ろう者のコミュニケーション環境のさらなる向上が予想されます。
- ・令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（いわゆる「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」）が施行され、障がい者による情報の取得や利用、意思疎通に係る施策の促進が図られることになりました。ろう者を含む障がい者が、可能な限り障がいのない者と同一の内容の情報を取得できるよう、情報アクセシビリティの向上に向けた取組を進める必要があります。
- ・令和3年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が改正され、令和6年4月から事業者の合理的配慮の提供が義務化されます。これに伴い、情報保障の確保の観点から、手話通訳者等の派遣ニーズの高まりが想定されることから、ろう者が手話通訳者等の派遣による意思疎通支援を適切に受けることができるよう、体制の拡充を図る必要があります。